

# 第21回総会 議事録

開催日時 令和4年3月29日(火曜日) 午後 1 時 40 分

開催場所 小松島市役所 4階大会議室

## (農業委員の出席)

1 番 一柳 泰徳	2 番 竹内 信行	3 番 錦野 伸策	4 番 谷崎 徹
5 番 金西 章	6 番 栗本 謙二	7 番 廣田 由美	8 番 豊田 泉朱
9 番 谷崎 賢二	10 番 矢野 伸二	11 番 江崎 恵子	12 番 増井 道宏
13 番 服部 雅基	14 番 川瀬 益栄	16 番 關 藤子	17 番 森 博之
18 番 高井 トミエ	19 番 青木 正廣		

## (農業委員の欠席者)

5 番 金西 章 15 番 船越 康博

## (農地利用最適化推進委員の出席)

2 区 柳川 昌弘	3 区 島田 正明	3 区 松下 傳	4 区 石原 美史
5 区 宮田 芳和	6 区 橋本 春男	6 区 庄野 敏彦	7 区 小松 晃
7 区 徳山 守	8 区 内多 泰美	9 区 岡崎 勢一	10 区 宮城 仁
10 区 里村 雅博			

## (推進委員の欠席者)

1 区 庄野 博美 5 区 辻 義徳 9 区 吉積 幸二

## (出席者)

主 幹 前田 秀和 次 長 杉本 弘恵 主 任 安部 裕介

## 議 案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農用地利用集積計画案審議について

## 議案外

- 報告第1号 農地法第4条の規定による許可の取消届について

## その他

- 農業委員への女性登用推進に向けた具体的取組について
- 審査請求について

総会開会時間 午後1時40分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第21回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、2番 竹内委員、13番 服部委員をご指名いたします。

よろしく願いいたします。

なお、5番 金西委員、15番 船越委員より、欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、1件、2筆です。

議長

事務局は、整理番号1番、整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、整理番号2番は、農業廃止による所有権移転の申請です。

申請地は、整理番号1番が田1筆、面積702㎡、整理番号2番が田1筆、面積272㎡です。

本件については、もともと利用権において譲受人が耕作していました。譲渡人は、農地を相続で手に入れたものの、年齢的なこともあり売却を考えていました。そこで、申請地を耕作していた経験もあり、自宅も隣接している譲受人に購入を打診したところ、了承を得ましたので、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の 高井 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 高井 委員

大林町の高井でございます。今事務局からご説明していただきましたが、そのとおりですが、前々から〇〇さんはずっと、前の〇〇さんの田んぼをずっと作っておりまして、今度〇〇さんに相続をしたので、継続ということで、自宅も併設しておりますし、何にも問題はございません。ご審議のほどよろしく願います。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番、整理番号2番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号1番、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。  
以上で議案第1号を終了いたします。  
引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（主幹）

議案書の3ページをお開きください。  
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」  
申請件数は、4件、4筆です。

議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（主幹）

整理番号1番について説明いたします。  
転用目的は、庭でございます。  
譲受人は、現在、仕事の関係で住所を市外に移しておりますが、近々住所を小松島市に戻す予定です。  
現在居住している家は、申請地の隣接地であり、申請地を庭として購入し、一部を駐車場や洗濯干し場として利用したいと思っており、このたび譲渡人と話がまとまったため、農地法第5条許可申請が提出されました。  
申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、もともと農用地区域の定めがない農地で、白地です。  
農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。  
当案件は現況のまま利用するため、造成費用等は発生しませんが、譲渡価格を上回る〇〇銀行〇〇支店の残高証明書が添付されております。  
申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。  
また、申請地の農地転用を行うに当たり、〇〇土地改良区に問い合わせたところ、申請地は以前、雑種地であったことから、土地改良区の管轄地ではなく、意見書交付には至らなかった旨、譲受人からの上申書が添付されております。  
周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地は四方擁壁に囲まれており、農地にも隣接しておらず、現状のまま利用するため、特に支障はないと思われまます。取水はなく、雨水については、従来のまま地下浸透にて行います。  
なお万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決することです。  
以上のことから、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。  
以上です。

議長

担当の 谷崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

9番 谷崎 委員

今、ご説明のありましたように、何の問題もないと思うんですが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号1番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決相当と認めます。  
引き続き、事務局は整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（主幹）

整理番号2番について説明いたします。  
転用目的は、診療所でございます。  
譲受人は、医師免許を持っており、新規に診療所を開設したいと適地を探してました。  
申請地は国道から140メートルの位置にあり、主要地方道・小松島港線にも面しており、交通の利便性に優れていることから、診療所を開設するには適地であり、譲渡人からも同意が得られましたので、このたびの農地法第5条申請に至りました。  
申請地は、市街化調整区域内の農用地区域内にある農地ですが、もともと農用地区域の定めがない農地で、白地です。  
農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。  
転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇支店の融資証明願が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。  
なお、〇〇土地改良区からの意見書、診療所建築に伴う汚水処理に対する承諾書、開発許可申請書の写し等が添付されております。  
周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、コンクリート擁壁で囲み、土砂の流出を防止するとともに、集水柵を新設します。また、擁壁の沈下が起こらないよう、地盤は十分に締め固めるもので、被害は生じないものと思われまます。  
なお、付近の農地等への被害はないと思われまますが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決することです。  
以上のことから、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えまます。  
なお、担当の金西委員は本日欠席されておりましたが、委員からはこの件について何ら問題はないとのご報告をいただいております。  
以上です。

議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号2番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決相当と認めます。

引き続き、事務局は整理番号3番の審議内容を説明してください。

事務局（主幹）

整理番号3番について説明いたします。

転用目的は、調剤薬局でございます。

譲受人は、医薬品、医薬部外品の販売、その他化粧品及び医療用機械器具の販売などを行っており、このたび調剤薬局を新規に立ち上げることとなりました。

申請地の隣にも整理番号2番の診療所ができる予定であり、申請地は国道から120メートルの位置にあり、主要地方道・小松島港線にも面しており、交通の利便性にも優れていることから、調剤薬局を開設するには最適の場所であり、譲渡人からも同意が得られましたので、このたびの農地法第5条申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域内の農用地区域内にある農地であります。もともと農用地区域の定めがない農地で、白地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇支店の残高証明書が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

なお、〇〇土地改良区からの意見書、調剤薬局建築に伴う汚水処理に対する承諾書、開発行為許可申請書の写し等が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲を新設擁壁で固め、良質の山土で盛り土をし、土砂の流出等を防止します。

なお、付近の農地等への被害はないと思われませんが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決することです。

以上のことから、整理番号3番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、担当の金西委員は本日欠席されておりますが、こちらについても何ら問題はないとのご報告をいただいております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番については、原案どおり可決相当と認めます。

引き続き、事務局は整理番号4番の審議内容を説明してください。

事務局（主幹）

整理番号4番について説明いたします。

転用目的は、資材置場でございます。

譲受人は、現在、申請地の東隣に居住しており、代表取締役として〇〇町で鉄工所を経営しています。会社は主に、各種油圧・空圧機械の製造であり、原材料となるのは鉄骨です。この鉄骨は現在、その大半

を阿南にある鉄工所に置かせてもらっていますが、プラント置場の契約が切れそうなため、申請地を資材置場としたいと考えていました。

申請地は県道に接し、事業所のある〇〇町までのアクセスもよく、極めて利便性が高く、面積も十分にある適地であり、このたび譲渡人の許可も得られましたので、5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に農振除外済みです。

平成8年に土地改良事業の対象となった農地で、第1種農地ではありますが、集落接続による不許可の例外に該当します。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇支店の残高証明書が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

なお、〇〇土地改良区からの意見書、耕作者の同意書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、西側隣地の既存コンクリート擁壁より高くならないようにし、雨水については、地下浸透とするため、被害は生じないものと思われま

す。なお、付近の農地等への被害はないと思われま

すが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決することです。

以上のことから、整理番号4番については、許可やむを得ないと考えます。

また、この案件については、1種農地の500㎡以上の案件であることから、県の常設審議会に諮問いたしますことを申し添えます。

以上です。

議長

担当の 豊田 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田 委員

田野町の豊田です。今事務局の方が説明してくださったとおりで、書類も揃っているようですし、現地も見て来ましたが何も問題ないと思いました。よろしくお願

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号4番については、原案どおり可決相当と認めます。

以上で議案第2号を可決いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（主幹）

議案書の 4 ページをご覧ください。

議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の8ページの上段46番の行の利用権を設定する者のところで、〇〇町〇〇と書いてありますが、〇〇さんは死亡されているため、削除をお願いいたします。現所有者は〇〇さんと〇〇さんの2名となっております。〇〇さんを削除していただけるようお願いいたします。

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、41件、75筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

なお、所有権移転（総括表）につきましては、11ページに記載されておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第1号「農地法第4条の規定による許可の取消届について」

議案外について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の12ページをお開きください。

報告第1号『農地法第4条の規定による許可の取消届について』

申請件数1件、1筆です。

昭和45年11月27日付け徳島県指令農林第12628号で、材料置場として、農地法第4条の規定による許可を受けていた案件の取消です。

許可を受けていた当時の申請者はすでに死亡しており、その相続人から取消の申請が提出されました。

届出地は許可後も田のまま使用されており、今後転用する予定もありませんので、このたび、取消をすることとなりました。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、徳島県知事へ提出していたところ、令和4年3月10日付け徳島県通知農林第1653号にて取消されました。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま事務局より議案外1件について報告がありました。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ご意見がないようなので、その他に移ります。

「農業委員への女性登用推進に向けた具体的取組について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

それでは、お手元に配らせていただきました資料をもとに説明させていただきます。

皆様の机の上に置いてあります別紙様式第1号（案）と書いてありますが、農業委員会の女性登用目標及び取組計画（市町村）ということで、こちらの方で説明させていただきます。

中国四国農政局・事業支援部長から徳島県を通じて通知があり、本市農業委員に占める女性委員に占める女性委員の割合の目標及び女性登用の推進のための取組計画の策定並びに取組状況について、3月31日までに報告が求められております。こちらの資料のNo.1からNo.7までについては、2月の25日に県の方に私の方から先に報告させていただいておりますが、このたびはその下の部分、No.8、No.9の部分について、（案）として作成をさせていただきましたものを提示させていただいております。

委員さんからご意見がございましたら、修正をいたしまして、この月末までに県の方に報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、こちらの方の内容を抜粋して読み上げさせていただきます。

8のところをご覧ください。

8「女性の登用に向けて取り組む事項」として、広報誌及び市のホームページを通じ、女性委員登用に関する周知活動を実施する。さらに現役農業委員からも、農業委員をしてみたいというやる気のある方に声掛けをお願いします。

また、女性農業者の集まりや、JA等関係団体等から情報を収集し、農業経営に参画する女性等を候補者として選定。

次の方法によりまして、農業委員への応募及び推薦を働きかけていく。

① チラシやパンフレット等を送付。②電話や書面などによる意向把握の実施。

③ 希望する者には、面談を実施し、農業委員が行う業務などについて説明し、質疑の時間を設ける。

続きまして9「スケジュール」として

令和4年6月 市広報誌での農業委員への女性登用に関する周知

市のホームページへの掲載

令和4年7月から12月 候補者となり得る女性への個別の声掛けや意思確認

候補者となり得る女性に対する説明会などの開催

令和5年2月 農業委員の推薦・募集開始（市広報誌、ホームページに掲載）

令和5年3月 農業委員の推薦・応募終了

令和5年6月 農業委員任命に当たっての議会同意

令和5年7月 農業委員任命

現時点では以上の取組計画で報告させていただければと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

議長

ただいま、事務局より説明がありました。

何か御質問、ご意見はございませんか。

2番 竹内委員

これ、やっぱり認定農業者でなかったらあかんの。



議長

だめというのではないんやけど、というのが、19人のうち10人以上は認定農業者でなかったらあかんけんということなんです。

今のところ女性は認定農業者は1人か2人しかおらんけど、ということなんよ。

ようけおるんよ、小松島で。20人や30人おるんやけどね。その中で、来るか来んかは、話は別やけん、これ。来年の7月になるけん、それまでに女性の方をなるべく認定農業者を持っておる人を集めてほしいということと、取ってほしいということと、地域でもそういう人を出してほしい。そりゃあ男の人でも一緒だよ。男の人やって、認定農業者も持つとらなということになるけん。今言うたように19人のうち10人やけん。おったらいけるというのがなんやけど、今やけんそうやって言よるけど、これやってまた来たら15人でなかったらあかんというようになるんよ。

来年やってもっと極端に言えば、半分にせえって言うかもわからんけんね。19人のうち9人はって言うてくるかもわからんけん。女性を登用するというのは国の方針やけん、ほなけんなるべく女性の認定農業者を取ってもらって、6人でも7人でもかんまんけんっていうように、各傍示で来てほしいということ。

議長

ほかに何か聞きたいこと、ございませんか。

(※「なし」の声あり)

事務局（主幹）

追加で済みません。先ほどの分なんですけれども、女性が6人要るんですけれども、国の方の方針で女性の割合を30%以上というような方針が設けられておまして、小松島は今6人でちょうど30%を超えているというような状況です。国の方針にはちょうどいけとんですけど、本来あるべき姿というのは半々が望ましいかなというところでは、今の時代、ありますし、女性の方が、農業に携わっている方、実際家で農業をされよるんは女性が多いという現状もあるんですけど、耕作者が男性の方になっているとか、認定農業者になっていないということもありますので、認定農業者は先ほど会長がおっしゃったように半数以上という部分になっておりますので、これ以外で半数を切ったとしたら議会の議決が要ったりとかするので半数を超えていただきたいというのが今の小松島の状況です。あとは非農家さん、錦野委員さんがそうなんですけど、1名は入れないかんとか、年齢もばらけさせてほしいであるとか、若年の方も、40歳未満の方も1名入れてほしいであるとかいう部分が国から示されている方針でありますので、このあたりを考慮しながら、次の代の農業委員さん、かわられる方についてはそういう方を推薦していただけたらなと思っておりますのでご協力よろしくお願ひいたします。

議長

それでは何か御質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

意見がないようですので、「農業委員への女性登用推進に向けた具体的取組について」の取組計画については、(案)のとおり、月末までに徳島県の方に報告をさせていただくことといたします。

続いて事務局は、「審査請求について」の報告をお願いします。

事務局（次長）

ご報告させていただきます。

昨年、令和3年11月19日の臨時総会にてご審議いただきました「農地法第5条第1項第7号の規定

による届出」に関することでございます。

案件は2件ありまして、1件目は田1筆、619㎡を住宅用地として転用するものであり、2件目は田1筆、517㎡を住宅用地として転用する届出でございます。

この案件につきましては、2件とも500㎡以上の市街化区域内にある農地を住宅用地として転用するものであることから、農地法施行規則第50条第2項第3号の規定に基づき、添付書類として都市計画法第29条の開発許可が必要とされておりますが、開発許可申請は提出されておらず、聞き取りにより、現時点で開発許可申請を提出する意思がないことを確認したことから、添付書類の不備を理由として、1件目を不受理、2件目を不受理相当であると判断し、返却として決定し、届出者に通知したものであります。

この案件2件について、届出者より徳島県へ行政不服審査法の規定による審査請求がありましたので、ご報告いたします。

この件に関しましては、今回の処理に関して適正であるとの弁明書を提出する予定としております。

今後につきまして、徳島県より、しばらく時間はかかると思うんですが、審理の結果が出次第、ご報告の方をさせていただきます。

以上です。

議長

ただいま、事務局より説明がありました。

何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

意見がないようですので、審査請求についての報告を終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第21回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いたします。

総会終了 午後 2 時 9 分

議事録署名委員

2番 竹内 信行

13番 服部 雅基